

答639

グループ	Aグループ	Bグループ
メーカー名	松下電器産業(株) (株)東芝	三洋電機(株)、シャープ(株) ソニー(株)、(株)日立製作所 三菱電機(株)
会社名	(株)牧浦商店	日本通運(株)鳥取支店千代水倉庫 日ノ丸西濃運輸(株)米子支店
所在地	鳥取市正蓮寺99番地	鳥取市千代水 4-38 米子市流通町 430-2

(財)家電製品協会家電リサイクル券センター運用マニュアル)

(料金の請求)

問640 料金は、製造業者等に引渡すときに支払うこととなるのか。

答640 引取りに際して、製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物を持ち込む者に対し、あらかじめ公表している再商品化等料金を請求することができる。この場合、排出者が事前に製造業者等に直接、再商品化等料金を支払っている場合や支払ったことを証明する書類（例えば、銀行振込証など）を持ち込む者が提示した場合は、再度、再商品化等料金を請求することはできない。また、公表された料金以外の金額を請求してはならないこととなっている。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

第10節 再商品化等

(再商品化等の定義)

問641 この法律での再商品化等とは何か。

答641 この法律での再商品化等とは再商品化（いわゆるマテリアルリサイクル）と熱回収（いわゆるサーマルリサイクル）を指す。

特定家庭用機器（廃棄物）は様々な素材から構成され、現在のリサイクルの技術水準では、再商品化が困難又は再商品化する場合、かなりの費用に係るものが存在する。この法律では、このようなものについても、単に焼却や埋立処分するのではなく、何らかの形で有効利用すべきであるという考えの下、熱源として利用する熱回収を法的に位置付けている。

少し分かりにくいかも知れないが、この法律で「再商品化等」はマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルを併せた用語として、「再商品化」は再商品化等のうちマテリアルリサイクルのみを指す用語として使用されている。

再商品化等	
再商品化	熱回収
原材料・部品として利用するマテリアルリサイクル	熱（熱源）として利用するサーマルリサイクル

(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(リユースとリサイクルの違い)

問642 リユースとリサイクルのちがいは。

答642 【再利用 (リユース)】

リサイクルショップが有価物として排出者から買い上げることで、その製品がリサイクルショップ等で販売される形をいう。

この場合、リサイクルショップは、排出者からリサイクル料金や収集運搬料金を受取ることは出来ない。逆に有価物なのであるから排出者に代金を支払って回収されるものである。

そして、そのままの形で、又は一部修理して中古品として中古品を扱う業者が販売することになる。

【再商品化 (リサイクル)】

小売業者が引取り、リサイクル工場に運ばれ、そこで一旦分解・選別して、部品や材料として新製品の部品に利用されたり、家電以外の製品の原材料として利用されることで、資源として生まれ変わる形である。であるから、引き取った販売店がそのままその販売店で再度売出すのではない。

そのままでも又は多少修理しても中古品として販売され難いもの、使用できたとしても機能や設計が古く市場価値のないものが再商品化されることになる。

なお、排出者が中古品としてリサイクルショップに買取りを依頼しないと判断すれば、その時点でこのリサイクルルートに乗ることになる。(平13.2S市家電リサイクルQ&A)

(リユースされるものの流れ)

問643 リユースされたものはリサイクルされないこととなるのか。

答643 この法律でのリユース(再度使用)としては、小売業者が引取った特定家庭用機器廃棄物が中古品として再度、消費者等に販売されることが考えられる。この場合、中古品を販売した者(リサイクルショップなど)がこの法律での小売業者に該当する。

中古テレビ等を引取っている場合は、特定家庭用機器廃棄物の引取り、製造業者等への引渡し、料金の公表など一般の小売業者(家電販売店)と同じ義務が課せられる。

・したがって、リユースされた場合でも結局は製造業者等に引渡されることとなる。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(再商品化等の定義)

問644 どのような状態にすれば再商品化等されたことになるのか。

答644 再商品化等は再商品化及び熱回収で構成されるが、再商品化、熱回収ともに、特定家庭用機器廃棄物を市場において自律的に取引される状態にまですることを指す。具体的には次のとおりである。

【再商品化】

①特定家庭用機器廃棄物から部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為(例えば、金属部品を自社製品の金属部品の原

材料とすること)

- ②特定家庭用機器廃棄物から部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為(例えば、テレビのブラウン管のガラスをカレット化し、ガラス製造業者に売れる状態にすること)

【熱回収】

- ①特定家庭用機器廃棄物から分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに自ら利用する行為(例えば、プラスチック部品を分離し発電用燃料として使用すること)
- ②特定家庭用機器廃棄物から分離した部品及び材料のうち再商品化されたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為(例えば、プラスチック部品を一定の形状に固め、固形燃料として売れる状態にすること)(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(製造業者が自ら利用する場合)

問645 自分で利用する場合とは何か。

答645 他の者に売却等するのではなく、製造業者自らの製造工程に特定家庭用機器廃棄物の部品又は材料を投入し、製品の部品又は原材料とすることである。

再商品化等は基本的には市場において自律的に引取りされる状態にまですることを意味するが、特定家庭用機器廃棄物から分離した部品又は材料について他の者に有償又は無償で引渡せる状態にすることができないことも考えられる。この場合、自らの製造工程に投入することにより製品の部品又は原材料として利用すれば、有償又は無償であるかどうかを問わないものである。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(再商品化等実施義務)

問646 有償又は無償で譲渡し得る状態とは何か。この場合、誰かに売却・譲渡しなければならないのか。

答646 有償又は無償で譲渡し得る状態とは、一般的に見て他の者に売却できるか、金銭のやり取りはなくても、他の者に引取られる状態にすることである。この場合、再商品化等の義務を負う製造業者等が製品の部品又は原材料となることまで責任を負わなくとも、市場において自律的に取引されることとなるであろうことを前提としている。

しかしながら、この法律ではこのような有償又は無償で譲渡し得る状態にすれば義務は履行されたことにより、実際に誰かに売却・譲渡することまで義務付けていない。(平11.10.7厚生省)

(再商品化等の基準)

問647 製造業者等はどの程度まで再商品化等を行わなければならないのか。

答647 製造業者等は、この法律で義務付けられた再商品化等を、「再商品化等の量に関する基準」に従い行わなければならない。

「再商品化等の量に関する基準」は毎年度の製造業者等が引き取り、再商品化等を行った特定家庭用機器廃棄物の総重量と、再商品化等により得られた部品、原材料等の総重量との比率で表されるもので、政令で定められる。平成13年4月の本格施行当初の基準は以下のとおりである。

	再商品化等	再商品化
①エアコンディショナー	60%以上	60%以上
②テレビジョン受信機	55%以上	55%以上
③電気冷蔵庫	50%以上	50%以上
④電気洗濯機	50%以上	50%以上

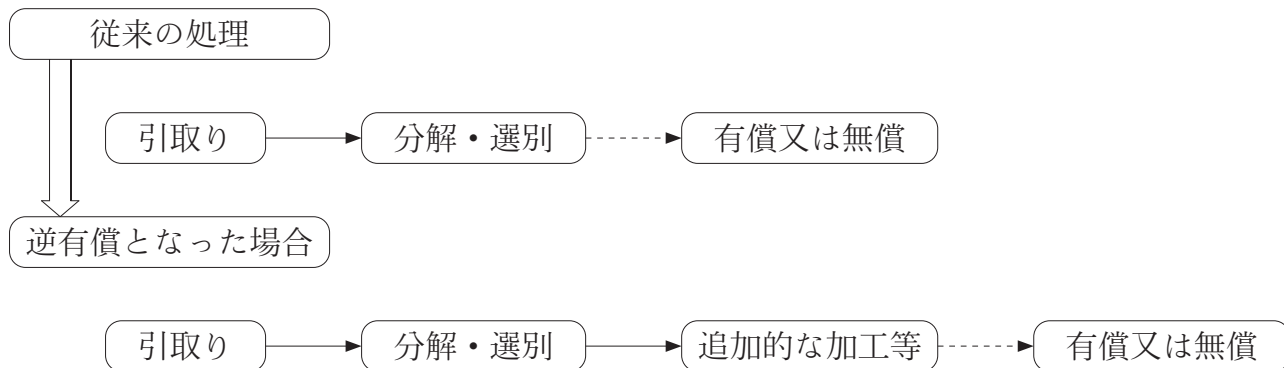
例えば、エアコンディショナーについては、リサイクル工程に投入した総重量のうち60%以上が部品又は原材料として再商品化されていれば、製造業者等は義務を履行したこととなる。

現段階では「再商品化等」と「再商品化」の値が同じであるが、これは、熱回収について義務として行うべき量を定めないこととしたためである。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(逆有償での引取り)

問648 市況の変化により今まで有償又は無償で引取られていたものが、そうでなくなった(逆有償となった)場合はどうなるのか。

答648 このような場合、製造業者等は有償又は無償で引取られる状態にするために必要な追加的な行為を行わなければならないと考えられる。



追加的な加工等を行わず、逆有償で引き渡す(すなわち廃棄物の処理委託)場合は再商品化等基準に算入できないこととなる。

(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(外国メーカーの再商品化)

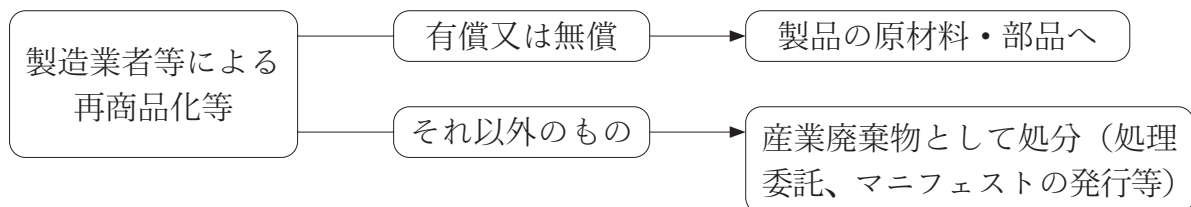
問649 外国メーカーの処理はどのようになるのか。

答649 外国メーカーの製品を輸入した輸入業者が、その再商品化を行う。(平13.2S市家電リサイクルQ & A)

(処理残渣)

問650 再商品化等が行われた後に残ったものの処理はどのように行われるのか。

答650 製造業者等が再商品化等を行ったあとに残ったもの(処理残渣)は産業廃棄物として廃棄物処理法の規定に基づき処分されることとなる。



(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(再商品化等実施義務)

問651 再商品化等と一体として行うべき事項とは何か。

答651 この法律では、製造業者等に対し、再商品化等の範囲には該当しないものではあるが、生活環境の保全に資するもので再商品化等と一体的に行うことが必要かつ適切であるものを、特定家庭用機器廃棄物の再商品化等を行う際に行わなければならないこととしている。

その具体的内容は政令で定めることとしており、平成13年4月の本格施行により、エアコンディショナーと電気冷蔵庫の冷媒として使用されているフロン類の回収と、回収されたフロン類の再使用又は破壊が義務付けられている。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(製造業者等の再商品化等の再委託の禁止)

問652 製造業者等は委託によってこの法律の引取り・再商品化等の義務を履行できるのか。また、委託によって引取り・再商品化等を行う場合、再委託は認められるのか。

答652 製造業者等は、この法律の義務を委託して行うことは可能である。

再委託は責任の所在を不明確にするだけでなく、製造業者等の意図しないところで、義務履行違反（結局、製造業者等がその責任を問われることとなる）が起る可能性があり、認められないものである。

委託契約は製造業者等本人と実際に特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為を行う者との間で締結する必要があるが、締結事務を他の者に委任することは差支えない。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(指定法人への委託)

問653 中小規模の製造業者等にとっては、この法律の義務を履行することは難しいのではないか。

答653 自前で再商品化等に必要な行為を実施する施設の整備や回収体制を構築することが困難な中小規模の製造業者等は指定法人にその業務を委託することができる。また、指定法人に業務を委託せず、自らこの法律の義務を履行することができる。

ただし、指定法人に委託した場合においても、中小規模の製造業者等は自ら料金の設定・公表、再商品化等の認定を受けることが必要となる。(平11.10.7厚生省 法Q & A)

(再商品化等の設定)

問654 再商品化等の認定はどのような制度か。

答654 再商品化等の認定制度は、この法律に基づき製造業者等が行う特定家庭用機器廃棄物の引取り、再商品化等に必要な行為の実施が、この法律に違反するものでなく、適正かつ円滑に行われることを主務大臣があらかじめ確保するために設けられてい

るものである。

また、再商品化等の認定を受けた場合、その認定の範囲において製造業者等及びその委託を受けた者は廃棄物処理法に規定する廃棄物処理業の許可を受ける必要はない。主務大臣の認定は生活環境保全上支障がないことを確認する観点からも行われ、重複して都道府県知事や市町村長の廃棄物処理業の許可を必要としない取扱いにするものであり、また、全国規模で事業を展開する製造業者等がそれぞれの自治体の許可を得なければならないことは、特定家庭用機器廃棄物の引取り・再商品化等を義務として行う製造業者等にとって過重な義務付けとなる可能性があることから、特例措置を設けているものである。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(再商品化等の認定)

問655 全て委託によってこの法律の義務を履行する製造業者等も再商品化等の認定を受けなければならないのか。

答655 この法律に定める義務の適正かつ円滑な履行を確保するためには、委託先やその義務の分担が適切であるか、全体としてこの法律で定める製造業者等の義務を履行できるようになっているかなどをあらかじめ確認する必要があるため、全て委託しているかどうかに関わらず、製造業者等が主務大臣による再商品化等の認定を受けなければならない。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(勧告及び命令)

問656 製造業者等が引取りや再商品化等に必要な行為を行わないときはどうなるのか。

答656 製造業者等が、天災等の正当な理由がなく特定家庭用機器廃棄物の引取り・再商品化等に必要な行為を行っていない場合、主務大臣による勧告、勧告に従わない場合の措置命令の対象となる。また、措置命令に違反した場合、50万円以下の罰金に処せられる。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

(廃棄物処理法の改善命令、措置命令)

問657 製造業者等が再商品化等に必要な行為を行っているものの、その方法が適正でないときはどうなるのか。

答657 製造業者等の引取りと再商品化等に必要な行為を行う施設までの運搬は、廃棄物処理法での廃棄物の収集及び運搬に該当し、また、再商品化等に必要な行為を行う施設での再商品化等に必要な行為の実施は、廃棄物の再生又は処分に該当し、廃棄物処理基準等の規定の適用になる。

製造業者等が家電リサイクル法に基づき引取り・再商品化等に必要な行為を行っている場合であっても、その方法が廃棄物処理法の廃棄物処理基準に抵触したり、生活環境保全上支障が生じるものである場合、廃棄物処理法の規定により都道府県知事又は市町村長の改善命令、措置命令の対象となる。(平11.10.7厚生省 法Q&A)

第11節 指定法人

(指定法人の業務)

問658 指定法人とはどのような機関か。どのような業務を行うこととなるのか。